

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第11回定例会)

開会 令和2年2月5日(水)

閉会 令和2年2月5日(水)

午前9時00分

午前11時14分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	社会教育課長	中島 貴子
	教育次長	大和 一哉	放課後事業課長	中尾 篤也
	教育総括室長	村尾 政義	文化財課長	合田 茂伸
	参与	八橋 徹	学校教育課長	木戸 みどり
	社会教育部長	上田 幹	学校保健安全課長	中前 洋一
	学事・学校改革部長	津田 哲司	教育企画課係長	瀧井 佑介
	学校教育部長	佐々木 理	教育総務課係長	青木 威
	教育総務課長	薩美 征夫		
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育人事課長	澤田 幸夫		
	教育職員課長	北井 良		
	学校管理課長	山下 博之		
	学校施設計画課長	柏木 弘至		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 報告第23号 人事に関する件 (教育人事課)
- 議案第52号 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を
改正する規則制定の件 (教育職員課)
- 議案第53号 西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する
規則制定の件 (学校管理課)
- 議案第54号 西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 (文化財課)
- 議案第55号 西宮市附属機関条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (社会教育課)
- 議案第56号 西宮市学校運営協議会委員の委嘱の件 (社会教育課)
- 議案第57号 瓦木中学校教育環境整備事業基本計画策定の件 (学校施設計画課)
- 議案第58号 令和元年度西宮市教育功労者決定の件 (教育総務課)
- 議案第59号 令和2年度西宮市一般会計予算(教育委員会所管分)に関する意見決定の件
(教育企画課)
- 議案第60号 令和2年度西宮教育の推進方針決定の件 (教育企画課)

<一般報告>

- 一般報告① 第34期社会教育委員会議からの答申書の提出について [社会教育課]
- 一般報告② 瓦木中学校教育環境整備事業基本計画(素案)に対するパブリックコメントの
実施結果について [学校施設計画課]
- 一般報告③ 放課後キッズルーム事業について [放課後事業課]
- 一般報告④ 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>ただいまより、令和元年度 第11回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに、12月の定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。傍聴希望者が1名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第55号、第57号、第59号、一般報告②、③は市議会に付議・報告する案件で、議案第58号、第60号は意思形成過程の案件であり、現時点では公表されておりません。</p> <p>また、議案第56号、一般報告④は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告させていただきます。</p> <p>今、教育については、いろんな課題がありますけども、一度、教育の原点に戻って少し考えてみたいと思います。</p> <p>子どもたちについては、原則的には「知・徳・体」をそなえた子どもたちを育てるというのが一番の前提ですけども、その中でまず子どもがいろんな意味で知の部分にかかわってですけども、学ぶ意欲を持つためにはどうしたらいいかということを考えてみたいと思っています。</p> <p>その中で言われるのは、幼児期は特に体験活動が大切だと。その中で子どもの心が動かなければならないと。ですから、親や教える側が一緒になっておもしろがってあげること。「これはおもしろいね」など、「何だろう不思議だね」など、「な</p>

るほど」ということを「よく考えるね」など、こういうことを積み重ねていくことが非常に大事だと。その好奇心を持ったり、疑問をもった習慣それが発見の喜びにつながっていけば、学ぶことの楽しさを知ることになると。

だから、幼いときの経験が「知らないことを知るは楽しい」だとか、「答えがわかると気持ちがいい」だとか、そういうことの体験をすることが非常に大事じゃないかと言われてます。ですから、そのことがまず学校へ入るまでの一つの前提になるのかなというようなことを言われてます。

それから次に、学校へ入ったときは、学校教育は非常に大切なんですけども、本当の意味での真の教育のほんの手始めにすぎないということを、イギリスのウォルター・スコットという人が言ってますけども、そういう意味では、自分で熱心に努力して、いろんなものを自分自身で身につけるということが、大切ではないかと言われてます。ですから一つの問題を解けば、次の問題をする励みとなり、それが知識として積み重なっていくうちに、それが実際の生活の中で、応用できれば、またさらに自分で積み重ねて頑張っていくということになるので、そういう意味ではやはり幼児教育と同じように、体験を通してそのものを自分として身につけねばいけないということに、小学校でも同じことを言われています。

それともう一つは、子どもたちに自分の時間をもって、その中で熱中しているいろんなことをするということが非常に大事ではないかというふうに言われています。最近SNSだとか、インターネットの問題があって、いろんな問題がありますけども、子どもたちが自分たちで興味を持ち、それを知りたいという行動に移し、自分の知能として蓄え、そのことが家庭での勉強につながって行けば一番いいのではないかなというようなことが言われてます。

ですから、そういうふうに熱中するもの、そのことによっていろんなことを知ること。そのことによってまたいろんな体験をすることが大事だと。それが将来、いろんなこと、壁にぶち当たったときに、こういうことをやっておけば、自分なら乗り越える。要するに集中していろんなことに対応するということができるようになるんじゃないかというようなことを言われています。

ですから、そういう経験をしていないと、困難な問題にぶち当たったときに、もうすぐ、まあ嫌になってしまうというか、そういう気持ちになってしまうんじゃないかと言われてます。

それと合わせて、大学教育の問題があって、日本の大学は欧米の大学生と比べると出口主義にすべきであると。日本は入学の方が大事であって、入学主義であって、厳しい入学試験で学生を振り分け一旦入学したら、ほとんど苦労せずに卒業

できるのが日本の大学です。これが果たしていいのかというのは最近言われています。というのは、高校時代は多分、日本の高校生は世界でもトップクラスだろうと。ところが、大学を出たときには、ある意味でトップクラスではないというか、平均的になってしまってる。ですから、大学に入ったら、それこそ今度こそ、自分で学んだと。入学したら文科系、理科系、関係なく一人ひとりがいろんなアドバイスを受けながら、自分で履修科目を決定し履修すればどんどんいろんなことがスキルアップしていくという、そういうふうな対応をとって行かなきゃいけないんじゃないかと。だから大学教育のあり方を変えなきゃいけないんじゃないと言われてて、今回の学習指導要領の改訂になっているわけですが、まだまだそれが十分にできてないという状況があるので、小学校、中学校、高等学校で基礎的なものをつけますけども、最終的にはそこから自分たちで学んでいくということが非常に大切ではないかというようなことが言われています。

それにかかわって、じゃあ学校教育の教師のあり方はどんなことが大切だということなんですけども、今よく言われるのは学級の子どもの人数の件だとかいろいろ言われますけども、ノーベル経済学賞で、フランスでエステル・デュフロという女性でノーベル賞をとった人がいますけども、本当にこの人は経済学で女性でノーベル賞をとったのは二人しかいないみたいで、去年、女性としてフランスでノーベル賞をとりました。この人が、JICAだとか、それからいろんなところで研究をやってまして、その中で学校教育というか、学校の支援のあり方について、ランダム比較実験をいろいろやっています。その中でどんなことが言えるかということ、学力をつけるのには、要するに学級数の問題ではなくて、それを指導する先生の意欲だとか、それから、いろんな環境、周りの教材だとか、そういうことをしっかりやる方が大事だというふうなことを、言っています。

どういうことかということ、要するに100人のクラスと、50人のクラスと比較しても、ほとんど学力的には差がないという結果になっているみたいです。

それと同じようなことは、財務省が教員の定数をやはり今回の学力テストをもとにして調査したみたいですが、それから同じように40人学級、30人学級、それらを地域別にいろいろ検査した結果、学力的にはほとんど差がないというような状況が出てきてますので、学力に関しては、人数が多い、少ない、それはめちゃくちゃ多かったら大変ですけども、余り関係ないみたいです。だから大学の授業で200人授業だとかやっていますけども、それも結局同じことなのだというふうに思います。ですから、最終的には、教員のその指導力をしっかりつけていかなきゃいけないんじゃないかなということ言われています。教師としてと

ということで、文科省が言っているのは、教師としての専門性としての確かな力量をつけること。それから教職に対する強い情熱を持つこと。そして最後に、総合的な人間力をつけなきゃいけないと。豊かな人間性だとか、社会性だとか、対人関係だとか、そういうものをつけていかなきゃいけないというのは言われています。

同じようなことで、子どもたちに自尊感情を同じように教師はつけてやらなきゃいけないということを言われてますけども、子どもと接するときだとか、相手をほめるとき、ほめ方にもいろいろあるんだというようなことで、池谷裕二さんという「脳はなにげに不公平」という本を書いてますけども、その中で人間はいろんなところにほめるとか、示唆するとき、行動よりも人格に関することを言われたときに、人間って身が引き締まるんだというようなことを言われています。例えば「うそをつかないで」というんじゃなくて、「うそつきにならないで」というふうに言ったり、例えば裏切ったときに「裏切らないで」というんじゃなくて、「裏切るような人にならないでね」と言ったり、「私の状況を理解して」じゃなくて、「私のことを理解できる理解者になってほしい」と言う。そういうふうに人格に関することについて言うと、非常に相手に対して響くようになるということ言われています。ですからただ単に、「うそつき、うそをつかないでよ」というんじゃなくて、「うそつきにならないでね」ということは非常に大事なことなので、だから指導するとき、やはり子どもに声かけをする、声かけの仕方というのは非常に大事ななど。だからそういうことも教員として知っておく必要があるのかなというようなことを言われています。

それから、もう一つは、社会に開かれた教育課程ということは今言われてますけども、それは結局、子どもたちがいろんな具体的な体験を通して感動したり、驚いたり、なぜ・どうしてということを探る中で、いろんな知識や考え方が身につくのであって、実際は学校ではいろいろ教育はしますけど、それは知恵としてのものであるから、確かに知識だけじゃなくて知恵にならなきゃいけないので、そういう意味では家庭や地域社会での活動を通して、自然にそういうものが身につくという、そういうことをやらなきゃいけない、それが一番の教育の根本だというふうなことが言われています。ですから、その効果をどうするかという意味で、学校でのいろんな体験活動だとかいうものを、今後もう少し考えて、何のためにそれをやるのかということ、対応していかなきゃいけないというようなことを思っています。

ですから今後、学校でのいろんな体験活動、特別活動について、どういうふうに

考え、どういうふうにするのかということについて、それぞれの学校で工夫してやっていたらいけない。それから、それぞれの学校の特性があるし地域性もありますので、それに合わせてやっていただくということが非常に大事なかなと思います。そのときに、地域の人にいろんな意味で参加していただく。だからそういう意味では、コミュニティ・スクールを今回やっていこうとしていますので、非常に大きなものだというふうに思っています。そこで、地域の人に協力してもらったりだとか、逆に地域の人と一緒にやる。このことが非常に大事なので、ただ単に学校だけが主体でやっていくのではなくて、地域と協力しながらやっていくということが非常に大事なんじゃないかなと思っています。

それが知識に関するものです。

それから次に、「徳」というか、「知・徳・体」の「徳」の部分です。

これが一番難しく、要するに不登校になるにも、不登校になる原因がやはりなかなかわからない。いろんな状況があって、こうなっちゃったからなるわけじゃない。だから、そのための環境というか、対応というか、そのためのものは教育委員会としてもできますけど、その根本になる原因に対してどう対応するかなかなか難しいので、それについては今後、いろいろと調べながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけども、でも、その部分で一番大事ことは、結局子どもたちが自分の生き方に目標だとか、夢だとか、そういうことも持つことが非常に大切だということと、やはり自尊心を育て、その中で自分としていかにあるべきか、または自分として人生の中で何をすべきか、ということ、自分自身がしっかり目指していかなきゃいけない、そういう子どもたちを育てることが、結局最終的には、大切なんじゃないかなというようなことを言われています。

やはりこの「徳」の部分が一番わかりにくいので、今後その部分をどうするかというのが、非常に大きな問題かなと。先ほど言ったそのほめ方だとか、それから指示の仕方だとかいうこともかかわってくるのかなということも思います。しかし、なかなか難しい一番の問題かなと思います。

それから「体」の部分については、この後また説明がいろいろあると思いますけども、やはり、西宮の子どもたちの体の運動能力についてかなり、小学校が特に劣ってるっていうか、全国平均に比べても低いという状況になっていますので、これをどうするかという問題があります。それと合わせて、今やはり言われているスマホだとか、インターネットだとか、コンピュータを使うことによって、子どもたちの視力が非常に落ちてるといった問題がありますので、それをどうするか

と。ある自治体では、もう1時間以上はだめというのを制限するということを言ってますけど、そこまでやるのかなというのがありますけど、ただ今言われているのは、スマホ1時間以上、やはりやっていると、物が二重に見えてくるというようなことはあります。私もゲームをいろいろとやってると、コンピュータの画面から目を外したときに、二重に見えたりしますので、やはり30センチ以上近づけて見ないことに気をつける、しかし携帯などは画面が小さいので私もやはり近くで見てしまうというのがあります。スマホをいじるとそういうふうになるので、それを直すのには、ボトックス治療というのがあるそうですけども、ボツリヌス菌を目のところに注射をして入れると治るんだそうですけども、そこまでしないといけないのかなと。こんな菌を目に入れるのという、それが治療法なんだそうです。ですからやはり、使うのはやぶさかじゃないですけど、やはり時間を考えて使うということをやっつけていかないといけないんじゃないかなと思います。もう電車などに乗っているとほとんどの人が、今はスマートフォンでゲームをしたり、中にはそれで漫画みたいな本を読んだりとか、それから映像を見たりだとか、いろんなことをしてます。昔みたいにゲーム一辺倒ではないみたいですけども、ただ小さい子どもに持たせて、電車に乗って静かにさせるためか何かわかりませんが、そんなこともありますので、やはりこのSNSの使い方だとかいうことも指導が大切かなということと、もう一つは、少し「体」は関係ありませんけども、SNSの使い方の問題で、やはりそこによっていろんな性的なトラブルも起こってきてますので、やはりこの情報というか、SNSの使い方については、やはり今後も指導していかなくちゃいけないんじゃないかなというようなことを思っています。

教育について今言ったように、「知・徳・体」を育てることが子どもたちの、一番大事なことなんですけども、いろんな課題があって、それにどう対応していくかということが、今後大きな課題になってくるのかなというようなことを思ってますし、それぞれに応じて、いろんなことが研究でわかってきてますので、いろんな手だてをとりながら、やっつけていかなくちゃいけないのかなというようなことを思ったというのが、私の今回の話です。

また、あればまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方からは以上で説明を終わらせていただきます。

何かご意見、ご質問ありましたら伺ひます。

よろしいですか。では、審議に入ります。

最初に報告第23号「人事に関する件」を議題とします。

教育人事課長	<p>報告第23号は、令和2年2月1日付、人事異動について「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、1月30日に承認したことを報告するものでございます。</p> <p>お手元資料の2ページ、人事異動表をごらんください。</p> <p>今回の異動対象職員は、令和1年11月より職場の人間関係が理由で、メンタル不調になり、業務継続が困難となったため、私傷病による療養休暇により、長期に休暇を取得していましたが、「職場環境を変えれば業務遂行に支障のない状態にまで体調が回復している」との主治医意見を参考に、本人との面談を実施の上、令和2年2月1日付でお手元の資料のと通りの転任といたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第23号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、議案第52号「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p>
教育職員課長	<p>それでは、議案第52号「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>本件は、本市特別支援学校の実習助手に対して、その職務の特殊性に基づき支給する給料の特別支援教育調整額について、準拠している兵庫県教職員に係る給料の調整額が改正されたことに伴い改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容でございますが、お配りしております議案第52号の資料3ページ・4ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>号給ごとの金額については、規則の一部改正に伴い若干の増額となっており、こ</p>

重松教育長	<p>の額については兵庫県教職員と同一のものでございます。</p> <p>最後に、改正規則の施行期日でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。</p> <p>説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
長岡教育委員	<p>給与に関してではないんですけども、この実習助手の方は、主にどんな職務をする方なのでしょうか。</p>
教育職員課長	<p>現在、西宮養護学校の方でお勤めいただいております実習助手につきまして、2名おります。1名が資格としましては、言語聴覚士。もう1名につきましては、臨床心理士でございます。</p> <p>特に、言語聴覚士につきましては、教育課程の中での自立活動の分野に主に携わっていただいております。子どもの実態に応じて、教職員も含めて嚙下指導でありますとか、そういった形で主にサポートしていただいております。</p> <p>臨床心理士につきましては、これも教育課程上の自立活動分野におきまして、子どもたちの支援等々に、今かかわっていただいているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>ほかにはありませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第52号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第53号「西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p>

学校管理課長	<p>それでは、議案第53号「西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明させていただきます。</p> <p>令和元年度、第5回教育委員会定例会において、ご審議いただきました「西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」についてですが、その後、令和元年12月の西宮市定例会において、条例改正が可決されました。</p> <p>これにより、西宮東高校ホールの使用料については、昨年7月に策定された「西宮市施設使用料指針」に基づいた使用料に改定されました。</p> <p>今回、この条例改正に伴い、関連する規則の一部改正を行うものです。</p> <p>資料、横長の新旧対照表をごらんください。</p> <p>「西宮市学校施設使用料条例」において、使用料の算定方法が、施設の維持管理コストや冷暖房使用料を含めた形で算出するよう改正されました。</p> <p>これにより、規則の第9条ほかで規定されておりますが、これまで別途徴収をすとしていた「冷暖房使用料」の条文を削除いたします。</p> <p>その他、項目の整理を行っております。</p> <p>なお、東高校ホールの使用料の改定は、令和2年10月1日からとなっており、現在、ホームページや市政ニュース、利用者へのチラシの配布及び施設に張り紙を掲示し、周知に努めているところです。</p> <p>以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第53号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第54号「西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p>
文化財課長	<p>議案第54号「西宮市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」</p>

について、説明申し上げます。

資料は、議案書、新旧対照表、規則改正案、参考資料1として西宮市立郷土資料館条例改正新旧対照表、参考資料2として条例及び規則改正の概要がございます。規則の改正は、西宮市議会第3回、定例会において議決があった、西宮市立郷土資料館条例の改正に伴い、今般、同施行規則の一部を改正しようとするものです。条例の改正において、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館の施設使用料の徴収に関する規定を削除したことにかかり、同施行規則の使用料に関する条文の削除及び和紙実習費の改定並びに字句の修正を行うものです。

A4判横位置の施行規則の新旧対照表をごらんください。

まず、使用料の規定の削除及びそれに伴う条文の移動に関する箇所は、第6条から第9条までと、第13条から第15条まで、並びに別表第1です。

次に、和紙実習費の改定などに関する箇所は、第2条、第3条及び別表第2です。そのほか字句の訂正については、規則の中での表記の揺れなどを修正したものです。

実習費の改定等の概要については、末尾がございます、A3判の参考資料2をごらんください。

参考資料2は、上段が条例改正、中段が今回の規則改正、下段が規則改正後の要綱の改正の予定をまとめたものです。いずれも、左側が改正前、右側が改正後となっています。

中段の施行規則で規定しております和紙実習費の改定内容について説明します。和紙実習は一団体に対してその人数ごとに3段階の実習費をご負担いただいています。10人から16人まで、17人から24人まで、25人から40人までの3段階です。3段階に分けている理由は、実習に伴い実習指導の作業補助にかかる実習助手の人数を、それぞれの段階で1人から3人としているため、その実習助手にかかる報償費の実費を実習費として負担していただくこととしています。ただし、これまでは、実際にかかる報償費の半額の負担で、市外居住者は倍額との規定でした。

しかし、実習にかかる実費負担という観点では、半額とすること及び市外居住者は倍額とすることは合理的でないと判断し、かかる報償費に相当する額の全額をご負担いただく点、市外加算は廃止する点が主な改正点です。

なお、実習利用の大部分を占める市内小学校の利用に関しては、現状は免除となっており、改正要綱においても同様に免除とする予定で、学校行事での利用については、実習費の負担はありません。

	議案第54号の説明は以上です。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。
藤原教育委員	この和紙実習の利用されてる人数がどれぐらいいらっしゃるのかと、その内訳、おわかりになる範囲で教えてください。
文化財課長	平成30年度の実績で申し上げます。 和紙実習の実数でございますが、学校団体の団体数が39団体、利用者数が2,303人、一般団体の団体数が24、利用者数が360人となっております、団体数合計で63団体、利用者数合計が2,663人というふうになっております。 以上でございます。
藤原教育委員	その一般の団体の方々というのは、結構市外からいらっしゃるんですか。
文化財課長	一般の団体の方は、10人少し超えるぐらいの団体の方が多いのですが、市外市内の区別は余りされていなくて、例えば和紙に非常に関心のある方が、近隣に集まられて宝塚の方、西宮の方、それから神戸市の方などが混合でということになりますので、団体の扱いとしては市内団体とならないことがございます。 以上でございます。
重松教育長	よろしいですか。
藤原教育委員	はい。ということは、これからは市内市外関係なしに、お金をいただくということですね。
文化財課長	はい。
重松教育長	ほかにはございませんか。

側垣教育委員	この利用料の徴収の表で、減免規定というのがあるんですが、その中で1、2、3とあって「その他」、その他というのに該当するのは、どういうケースがありますか。
文化財課長	これまでは、年間1例あるかないかということなんですけど、外国人の方の留学生を受け入れておられて、家庭で受け入れられている2家庭ぐらい一緒になって10人ぐらいになりますので、その場合にどういう対応になるかということがございまして、日本の学校ではありませんので学校ではないんですが、市の留学生の制度にのっとって、ホームステイを受け入れられているということで、その都度担当の所管課と協議して、決定させていただいているというところでございます。今のところはそういった形です。
重松教育長	はい、ありがとうございます。
側垣教育委員	ということは、委員会のこういうケースは該当するのか、ご相談というか、相談されてということなんですね。
文化財課長	さようでございます。ですので、この表に載っております分につきましては、表にのっとって、減免規定を適用させていただいているんですが、必ずしもそうならない分がございますので、その都度、協議させていただいているというところでございます。
側垣教育委員	少し質問させていただいたのは、例えば、児童福祉施設で入所生活している子どもたちが、例えばそこを利用して和紙を学習したいと、学年はばらばらで学校とか、それから例えば交流をしていて、外国からの交流を進めるために日本の文化を学ばせようと思って、そこを利用したいっていう場合、そういう場合はどうなるのかなというのが少し気になったので、はい。少し質問させていただきました。必要ならば費用は払いますけれども、その障がい者とか、そういう手帳を持っているとか、そういうケースではないんですが、児童福祉施設で生活している、あるいは、その、うん、そういうケースの場合ですね。施設の活動として利用したいという場合もある。相談すればいいということになるんですね。
文化財課長	おっしゃるとおりでございます。

重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第54号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に一般報告①「第34期社会教育委員会議からの答申書の提出について」を議題とします。</p>
社会教育課長	<p>お手元の資料をごらんください。</p> <p>第34期の社会教育委員会議におきまして、「今後の生涯学習の推進と社会教育のあり方」について、2年間で12回の審議を重ね、答申書の作成に至り、1月16日に教育委員会に提出されましたのでご報告いたします。</p> <p>諮問では、現在、少子高齢化と人口減少、地域コミュニティの衰退等、社会教育を取り巻く環境が変化する中で、今後の社会の持続的発展のための学びの推進とともに、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進と社会教育のあり方について、社会教育委員の皆様の視点で審議をお願いいたしました。</p> <p>この資料の一番最終ページに「概要版」をおつけいたしておりますので、そちらの方をごらんいただけますでしょうか。</p> <p>この概要版は、答申が第1章から第4章という構成になっておりまして、述べられた順に、上から順番にまとめております。</p> <p>まず、第1章の部分の「社会を取り巻く状況の変化」では、少子高齢化、Society 5.0の実現やAI・ICTといった科学技術の発展、多様性やインクルーシブなどが挙げられ、行政分野では、枠を超えた幅広い連携が求められるとされています。</p> <p>また、「個人の学びと地域社会の持続的で循環的な発展」では、子どものころから市民性を育むことの重要性や、学習の社会への還元、教育機関や地域・NPO・企業と連携することの必要性が示されました。また、地域へ社会参加型学習の推進ですとか、リカレント教育、支え合い学び合い、多様な問題を解決すべきであるとの意見が示されました。</p> <p>次の第3章では、「世代別に見た市民の主体的な地域課題解決につながる社会教</p>

	<p>育」としまして、各世代ごとの社会教育に加えまして、それぞれの世代が会話や対話を継続していくことによって世代間のつながりを再構築していくことの重要性や、コーディネート機能の必要性についても示されております。</p> <p>その結果、四角囲みのところですが「子供から高齢者世代まで持続可能で効果的な生涯学習推進」や、「生活と有機的に結びついた学びの展開」、「ネットワーク型の組織構造を組み込んだ行政組織と各地区を単位としたコミュニティ・ガバナンスとを両輪」としながら、全市民が学びを展開できる環境を実現していく必要性を指摘いただいております。</p> <p>最後に、生涯学習推進にかかわる施設、組織の取り組みと求められる役割としまして、学校、大学、社会教育施設等の施設間の連携が生涯学習の推進体制においては求められていることも指摘をしています。</p> <p>そのために結びとしまして、「学びの成果が生かされる社会の実現」や「学校教育・家庭教育・社会教育の更なる充実とネットワークの構築」、「全庁的な生涯学習の推進体制の構築」に取り組む必要性について述べられました。</p> <p>今回、この審議を進めるに当たり、社会教育委員の皆様からは、活発な意見のほか、市民が主体的に学びを実践している組織へのヒアリングなども積極的に行っていただきました。</p> <p>この答申書の提出を受けまして、さらに市民が主体的に学ぶことのできる環境を整え、市民性（シチズンシップ）を育み、また学びの成果が生かされる社会が実現できるよう、各施策・事業に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>そして、社会教育の一層の推進と、生涯学習社会を基盤とした持続可能な地域社会をつくるために、今後、全庁的な生涯学習の推進体制の構築を目指したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
前川教育委員	<p>この持続可能な地域社会づくりということって、こういうようなこのいろんなプランを見るたびに思うんですが、持続可能な社会づくりなど、教育はそれとどう向き合えばよいのかっていうことをいつも思います。そのときに、西宮市が考える持続可能な地域づくりって何やのっていうことを、答えられるのか、我々が。持続可能な社会って西宮は、どんな社会を目指してるの。で、多分、政策局は政</p>

	<p>策局で西宮の持続可能な社会づくりを考えてると思うので、そこと教育委員会とのマッチング。それから意思統一や連携、そういうところが非常に大事だと思うんです。こういう概要版を見たときに、持続可能な社会、西宮が目指す。それって、こういうものが柱になっていますよっていうのが、こうどこかに出ると、非常にすっきりとするかなと。でないと、言葉が非常に多いんですよ。シチズンシップの育成として、市民性を育む。じゃあ、シチズンシップは市民性はどう使い分けているのなど、一生懸命読み取りたいと思うんですが、少しそういうところで、私自身は詰まったりすることがあるので、一応お願いしたいところは、西宮市が考える、西宮の教育が考える、持続可能な地域づくり、社会というものは、なにを柱としているのか、こういうことがどこかにポンとこう、紹介されてると、みんなで共有しやすいなという、そういう意見、要望です。</p>
社会教育課長	<p>これ、令和2年度には、生涯学習推進計画を策定しまして、市民へ示す予定にしております。今、社会教育課の立場としましては、そういう生涯にわたっての学びを通して持続可能な社会、西宮市の地域活性化にもつながるといようなところを目指したいという視点で、そういう計画を策定しようと思っております。先日、市長にもこの答申を見せたところ、そういう計画を策定する背骨になるような方向性を示してもらった答申として、全庁的に局長クラスも含めて、熟読して共有した上で、そういう施策の推進につなげていくということで、来年度つくります生涯学習推進計画につきまして、より具体的な西宮市としてどういうことに取り組んでいくかというところを、書いていけるようにしていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>結局一番大事なのは、社会関係資本というか、人と人とのつながりをどうするかということになるので、例えば子どもの安心安全であれば補導員だとか、保護司だとかがかかわってくるし、だから地域の行事であれば青愛協がかかわってくるし、例えば赤ちゃん訪問とかなったら民生委員がかかわってくるし、それから、それぞれの地域の自治をどうするかというように、次々にかかわってくるわけで、それぞれにどう団体がかわるかということ、それぞれの役割はどうかということとつなげていかなきゃいけないじゃないかな。それを次の段階として、今ここに例えば学校、大学、それから公民館、図書館、そういうふうに書いてありますけど、そこは施設なので、そこにどういう人が、団体がかわってて、それが</p>

どういうふうにつながっていくのかということによって、西宮としてどういうふうにするかというのが、多分、大きな課題だと思います。

ですから、「孤独なボーリング」という本を書いている作者ロバート・パットナムが言っているみたいに、地域のつながりができることによって、規範意識だとか、それから人と人との信頼関係だとか、ネットワークという、その3つのものがきちんとできれば、人と人との関係、地域との関係ができる、地域関係資本がきちんとでき上がると言っていますので、そこをどうするか、どういうものを使って、そこをつなげていくかということが多分、課題になってくるのかなと思います。

今回、国が言っていますが、70歳まで働く、働くチャンスがある。ただしそれは、働くだけじゃなくて、ボランティアとして関係してもいいですよと言ってきてるので、その中にこういうものが多分つながってくるんだと思います。

もう少し大きな視点というと、いろんな関係団体がたくさんありますので、その関係団体とどうつないでいくか。その中に家庭だとか、そこに地域に住む人々がそこにどうかかわるかというのが一番大きな課題ではないでしょうか。そのかわり方をどうするか、いうことをしないと、さっき言ったパットナムの本の中に書いてあるのは、地域の人がどこかへ集まって、これから地域をどうしようという話し合いをする場がなくなってきてる。その上に、SNSだとかテレビ、向この場合は非常に多機能テレビがあるので、そういう状態なので外へ出ていくことがなくなってしまふ。要するに家の中に閉じこもった状況になっている。ですから今は西宮も多分細かい調整をしていないので、今回の国勢調査でいろいろ出てくるとは思いますけど、例えばひきこもりが全国で64万人いるというけど、西宮ではどのくらいになってるのかがわからない。その子たちをどうするかという課題が出てくれば、今は学校にも不登校の問題が出てきてますので、その子どもたちをどういうふうにしてあげるかとか。そういうことが全部つながっていくと思います。そのことによって、大きな問題がやはりもう根底として核家族という問題があって、そこが解決することができない、さらに今のある地域の中でどういうふうにして活躍することができるのか。それをやらなきゃいけないのかな。そのキーワードとしてシチズンシップということが出てきてますけど、それをするためにはどう、それを養うためにはどうするかという手だての話を示してあげないと、言葉だけが積み重なっていくことになるので、今回はこういうふうな形で、こういう提言を受けてますけど、それを受けて、どうするかという具体的な施策というか、具体的な手だてを今後やっていかなきゃいけないんじゃないかなというようなことを思っています。

	<p>ですから、この次の生涯学習の施策は非常に大きな全体の方向をどうするかというのを事細かに書き込んだ形になると思いますので、ただそれを書き込んだだけじゃだめなので、それを実際に市民と一緒にやっていくというのが、非常に大きいのかなと思います。今回のコミュニティ・スクールも学校だけじゃありませんよと、学校と地域とが一体になって、学校を支援してもらう。学校を支えてもらうということをしないとイケないし、学校自体もまた地域にお願いすることもたくさんあると思いますので、その中で一緒にやる。特にその中で、地域と同時に家庭ともつながっていきますので、さっき言った不登校の問題だとかも、今後子どもたちに、いろんな人がかかわってあげられるということができれば、一番いいのかなと思います。そういう意味ではこれは、非常に大きな意味はあるなというように思っています。</p>
前川教育委員	<p>意味があるということは私も、この中にはリカレント教育のことも触れてありますし、言葉として述べてあるのはわかるんですね。で、今、教育長がおっしゃったみたいに、これを施策に展開していくために、それからネットワーク型の社会教育行政を進めていくために、しっかりと体系化された、西宮の持続可能な地域づくりの柱というものが、理念があってそのもとに、施策を進めていければよいなど。</p> <p>例えば文化財のことでも、私は西宮に生まれ育って、西宮に対する思いは非常に深いのは、西宮の文化についてすごく学んだり、体験したり、経験したり、そういう自分の中で、そういう生活が幼いころからあったことが、意味をもっていると思うんです。だから、持続可能な地域づくりというときに、西宮の中では、一つの柱として、西宮を愛することにつながるような、そういう暮らす豊かさ、文化が西宮の中にある。これが、持続可能な西宮のまちづくりにつながるのかな、何かそういうような筋立てが、持続可能と結びつけられればよいかなと思います。</p> <p>少し長々としゃべりましたが、西宮市の政策局が持続可能な地域づくり。西宮の地域づくりって何なのって聞いたときに、ポンって出てくるものがあるかもしれないんです。僕はよくわかってないんですけど。それと、教育委員会のこういうものが、しっかりと整合を取れる持続可能な地域づくりって、政策局が何かまとめてますよね。</p>
重松教育長	<p>そこにあるSDGs それは世界的なものなので、それぞれの国によって、環境違って、どういうふうにするかっていうのは全部変わってきていると思うんです。た</p>

	<p>だ大きな柱はありますけど、だからそれをそれぞれ西宮に合わせてどうするかという意味で、ある意味でこう一つの方向性は、こうしなきゃいけないというのは出てきていると思うんです。ただ、それを具体にする間がまだ全然できてないので、それをやってもらわないといけないという。だから一つの全体としての大まかなゴールみたいなものは、見えてきてますけど、そのゴールに向かって、じゃあどうするのというのがまだできてないので、今後それを十分にやっていただきたい。何かありましたら。</p>
社会教育部長	<p>今回、生涯学習推進計画をつくっていくということに取り組みます。社会教育というものを、教育委員会だけで考えるのではなくて、全庁的に取り組もうということで、市長もですが副市長以下局長クラスの方々も含めて、取り組んでおります。ですから、社会教育を全庁的に進めようということを通して、地域づくりにつなげていく、人材育成につなげて地域づくりにもつなげていくということの一つ一つ取り組んでまいりますので、確かに政策局の方に明確な答えが今はないかもしれませんが、教育委員会だけではない全庁的な取り組みとしていきたいと思っております。</p>
前川教育委員	<p>はい、一体的にというところで。</p>
坂田教育次長	<p>明確なテーマ、だからこの方向性ということを決めたということではないんですが、今まさに第5次西宮総合計画に合わせて、新たな行政経営改革基本方針というのをこのまとめまして、この10年間でそれをやっていこうという中で、その中で一般、一つの大きな柱として、テーマとして地域力という情報というのが一つ挙がってるんです。何かというと、今さまざまないわゆる行政課題がいろいろ複雑化していった中で、それを言ってみたら我々のいわゆる職員だけで全部担って行くというのにはもう、おのずと限界がきてるという中で、これからはそういう形を行政も当然やりますが、その中で地域の方の中で、地域の課題を地域の中でできるだけ、できるものについては地域の中で課題を解決していただくという形のことを、これからそういう形で進めていきましょう。それが地域力を上げていきたいと思いますという形で向上しようという形のことが一つのテーマに挙がっています。その動きの中の一つとして、この今回のこういう形の中で、地域力を上げる、つまり地域の中で課題を挙げるという形が、それが一つシチズンシップの醸成であったり、市民性を上げようということで、市民の力を上げて</p>

	<p>いこうという動きをこれからしていきましょうということになります。その一つのこの一つの形として、今回この我々がやろうとしている、動こうとしているのは、いわゆるこの提言にありますとおり、いわゆるこれまでそれぞれの社会教育の中で個人のスキルというのは、それぞれの中でどんどん上がってきてる中をそれを今度は、個人のレベルでおさめるのではなくて、それぞれがやっていることについて、横でつながっていきましょう。それぞれの能力をつながっていきましょう。引いてはそれが地域の中で、そのつながりをつなげていくことの中で、地域の中で、その地域のいろんな課題もそのそれぞれがつながっていった皆さんの中で、地域の中で地域が課題を解決できるような形で動いていきましょうと。そういうふうな形の動きにしていけばということの中で、それが将来的に長々これから続いていく世界の中で持続可能な形の地域をつくっていくという動きになればというようなところの部分として、今回のこの提言も含めて、進めていくような形ができればなというのがありまして、で、先ほど部長が申し上げたとおり、そういうところを今までその社会教育、いわゆる生涯学習の推進部門というのをこれから、市としても新たに再編成して、再構成して、そういう形が、課題ができるような形の組織もつくっていき、あるいは計画を立てて、これから改めて進めて行こうという動きをこれからしようというふうな形をとろうとしています。</p>
前川教育委員	大きな流れの説明は、わかりました。
重松教育長	<p>ソーシャルキャピタルって、要するに社会関係資本をどうするかという問題ですけど、一番大きなのは、上から下へおろす。要するに市が外へ出すのではなくて、協力してやるという根底がないと、やはり組織の方がやらされたという意識が出るから絶対だめなので、そのための下の調整をしっかりとやって、お互いに協力しながらやっていきましょう。だから市としても支援をしていきますし、その地域で困ったことがあったら、市からもいろんな援助が入りますよということをやっていないと、ただ単にお願いします、お願いしますとやったのでは、何も結局育たないので、それはもう、いろんな社会教育資本、関係するとさっき言った規範意識があって、信頼関係があって、ネットワークがないと結局できないので、そこをどう育てるかというのが一番大きなポイントだと思います。それをやらないとなかなか難しいのかな。だから、今後これを具体化するときに、逆に市民の方からこういう意見が出てくるという、それを受けとめてやるという形が一番いいのかなと思います。</p>

側垣教育委員	<p>これからの社会、なかなか難しい状況がありますので、それをどうするかというのは、非常に大切かなと思います。</p> <p>来年一年間、よろしくお願いします。</p> <p>これは答申なので、全体的に総括に全体的に書いてあるんです文章で。例えば一番2ページのその「個人の学びと社会の持続的発展のための学び」の項で、ここにいわゆる「持続可能な開発目標」(SDGs)に触れて、これがその段落の最後に「生涯学習にもSDGsの目標は有意義な指針となります。」ということは、SDGsのその理念なり、17の到達目標と169のターゲット、それがその各項目でどれに当たるのか、具体的なもの。もしそれを指針とするならば、そこと関連づけてそのSDGsに提示されたところと、この答申の中の具体的な施策がどうつながっていくのかということ、示していただく、今後ね、そのほうがわかりやすいかなと。SDGsって聞いて、はい、そうですねって知っていらっしゃる方がどれだけ市民の中にいらっしゃるのか。企業とかそういうのは、最近それを売りにしないと、なかなか評価されない、社会的評価されないというところで、みんな円形のマークつけてらっしゃいますけれども。具体的にじゃあ、それをイメージするとき、このターゲットと関連して、ここを強化して行くんだと、こういう意味があるんだよというところを具体的に示していただく方が、わかりやすいかな。例えば現場の人間が取り組むときに、そういうことを理解しながら関連づけて、業務をこなしていくとか、あるいはコミュニティにかかわっていくってことだと思うので、実際に具体的にするためには、そういうことも必要かなというふうに、私も読んでいて、ザーッと読み通したら読み通せるんですけど、じゃあ、そこでとまって自分のことに振り返って、じゃあ自分がここで何ができるか、例えば私だったら幼児教育とか福祉の世界で。どのゴールに向けて、どのゴールが我々に関連づけられるのかということと、その中のそのターゲットですね、どこに絞るのかという、関連づけるからここを考えようということになると思うんですね。</p> <p>何か、そういう具体的なものがもう少し今後の作業の中で、あらわれてくればいいのかというふうに思いました。</p>
社会教育部長	<p>既に我々の方でも第5次総合計画の各施策がSDGsのどの目標に当たるのかという整理はし始めております。委員のご指摘も受けまして、生涯学習推進計画策定に当たりましては、そのSDGsの件に関しても意識して取り組みたいと考え</p>

側垣教育委員	ます。 よろしく申し上げます。
重松教育長	よろしいですか。 では、なければ一般報告①を終了します。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが傍聴の方は退席をお願いします。 (傍聴者退席)
重松教育長	では、議案第55号「西宮市附属機関条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。
社会教育課長	まず、はじめにこの社会教育委員会議の生涯学習審議会の意向につきましては、先日の事務局との懇談会で説明をした件でございます。 それでは、議案第55号「西宮市附属機関条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」についてご説明いたします。 令和2年度に、生涯学習の企画部門の体制を整えるため、社会教育課の一部を市長事務部局の産業文化局に移管し、生涯学習推進計画の策定や、複合施設に入居する社会教育施設のあり方などを検討する事務に着手いたします。 現行の社会教育委員会議は、社会教育に関する審議会的機能を果たしてきましたが、社会教育法に基づく制度であるため、教育委員会所管事務についてしか諮問できません。今後、より広く生涯学習関係施策について、市長からも教育委員会からも諮問・答申ができるよう、地方自治法に基づく地方公共団体の附属機関である生涯学習審議会に移行する予定です。 そのため、生涯学習施策の総合的な推進に関する事項を審議する「西宮市生涯学習審議会」を市長の附属機関として設置し、それに伴い西宮市社会教育委員条例を廃止します。 条例案は、お手元の資料をめぐっていただき、下に1-1と書いてあります中ほどの第28条の7「(西宮市生涯学習審議会の特例)」という特定事項。 そして、次のページの「別表」、2つ目の項目、そして施行期日、その下の第2条(西宮市社会教育委員条例の廃止)の箇所になります。

	<p>この改正条例は、入札監視委員会と事務執行適正審議会についても合わせて改正する内容となっております。</p> <p>戻りまして、1-1第28条の7「(西宮市生涯学習審議会の特例)」の第1項に記載いたしておりますとおり、この審議会は今後、市として生涯学習を推進する要としての役割を果たしていくことから、委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないといたしまして、市長と教育委員会の連携・協力につきまして明確にしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>社会教育法において、社会教育委員というのを、置くことができるとあって、今後その設置される西宮市生涯学習審議会の委員が、社会教育委員になるとするようになる。そういう理解ですか。</p>
社会教育部長	<p>社会教育委員は、置くことができるという規定ですので、社会教育委員を廃止し、生涯学習審議会を設けまして、生涯学習審議会の方で社会教育委員が果たしている役割も機能も果たしてくと考えています。</p>
重松教育長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第55号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第56号「西宮市学校運営協議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p>
社会教育課長	<p>議案第56号「西宮市学校運営協議会委員の委嘱の件」についてご説明いたします。</p> <p>令和2年度より、コミュニティ・スクールをスタートするに当たりまして、学校</p>

運営協議会委員を新規で委嘱いたしますので、審議の方をお願いいたします。

なお、委員の任期は、令和2年2月5日から令和4年3月31日までとなっております。

委員候補者につきましては、お手元の資料のとおりとなっておりますが、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、3ページの別紙をごらんください。

コミュニティ・スクールのパイロット校として、11校を考えておりますけれども、このたびは西宮浜義務教育学校から山口中学校までの9校の委員候補者を挙げております。

各学校運営協議会の委員候補者につきましては、次の5ページ以降に、委員の候補者名簿及び学校長による委員推薦書を学校ごとに添付しております。

まず、5ページをごらんください。

こちらは西宮浜義務教育学校の委員候補者名簿になります。

校長先生からの委員推薦書に基づきまして、委員候補者を保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、その他教育委員会が認める者ということで選出区分を分類しております。この選出区分は、「西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条第2項に基づいたものになっております。

また、今回は名簿の上の方に委員選出に当たりまして、委員数や、男女比、年齢構成など、全体のバランスについて事務局の方で確認いたしましたので、参考となりますように示させていただいております。

33ページの方をごらんいただけますでしょうか。

こちらは、鳴尾北小学校の委員候補者名簿になります。

鳴尾北小学校では、委員候補者数が22名となっております、「西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条で規定されている上限の20名を超えております。鳴尾北小学校では、小学校・中学校・そして高校のその縦のつながりというのも重視しております、中学校や高校のPTA及び校長も委員として連携を図っていくという理由から、事務局として委員数の超過を認めることとしております。

その他の学校についても、同様に、事務局で全体候補者の方の確認を行っております。

委嘱に当たって、略歴書でございますけれども、今回資料にはつけておりませんが、別途、ファイリングしておりますので、またご確認いただければと思います。

重松教育長	<p>今回、9校分の委嘱となりますけれども、パイロット校のうち残りの2校につきましては、次回の教育委員会会議にて審議をいただく予定としております。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
長岡教育委員	<p>委員の構成区分は、9条の第2項に示されているんですけども、この調整比とかに何かこう制限などはあるんでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>今回の規則上に制限はございませんけれども、全庁的な市の附属機関のガイドラインというものがございまして、一応それで年齢比や年齢の上限ですとか、男女比などは、そこで基準が示されておりますので、それに基づいているかどうかというのは一応、事務局の方でチェックしておりますが、何分地域の方は、ご高齢の方でも中心的な役割を担っていただいている方が、たくさんおられますので、そのあたりは参考程度ということで、確認するという意味で、今回の資料の方にも示させていただいているところでございます。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p>
前川教育委員	<p>5ページの方に、全部の資料に少し目を通してないんですが、少し気にしていた西宮浜の小中学校の分がここに載っておりました。就学前の教育・保育の関係から、これまで西宮浜の中で、これまでから、就学前、就学後、地域が一体となって進めてこられた関係団体の方、あるいは保育園の方幼稚園の方、私立も含めて非常に広い立場からこういう人が集っていくところを見て、これは大変喜ばしいことだなというふうに見させていただきました。きっとほかのところもザっと目を通した分には、非常に幅広く地域にとって必要な方々が名前を一覧にいただいていると思います。とてもよい人選ができたなと思っています。</p> <p>後は、私の願いとしては、運営協議会のそれぞれの委員の方が単なる教育評論家で終わるのではなくて、同じ意識をもってこの運営協議会ですか、これを自立させていく、学校、地域が一体となるそういうところに力を発揮していただきたいという願いを届けたいと思います。</p>

重松教育長	以上です。
重松教育長	ほかにはございませんか。
藤原教育委員	中見る中で、資料の小学校、私が3年前にPTA会長をしたところなんですけれども、地域住民のお名前当然その当時お世話になって、地域で活躍されてる皆さん方の名前が書いてらっしゃいまして、適任かなというふうに思います。 ただ、これはどういうことかという、地域の活動は同じ人ばかりなされているということもありまして、あれこの人誰だったっけというニューフェイスが入っていることを少し期待した自分がいたんですが、それがなかったのが残念といえば残念であります。だから今後の課題として、新しい地域の担い手というのを、獲得していくっていうことが必要でしょうし、同じ課題は西宮のほかの地域でもあるんだろうなというふうに考えた次第です。 以上です。
重松教育長	ほかにはありませんか。
側垣教育委員	今、藤原委員がおっしゃったように、私も少しそれは今後の課題として、やはり確かにその地域でこういう学校運営協議会にかかわっていただく方っていうのは、少し時間的な余裕があるとかそういう職場の方で、実際に現役で会社等で活躍してらっしゃる方、なかなか担いは難しいと思うんですけども、やはり若い世代、いろんな世代から学校を見ていただくということからいうと、開催のその何ていうか時間帯を工夫するなど、そういうところも含めて、今後、本当に自主的なものにしていくためには、地域の代表ということにも本当に一般の方で意見を聞くということも必要なことじゃないかな。私も藤原委員に賛成します。
重松教育長	よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第56号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
重松教育長	異議なしと認めます。よって原案は可決されました。

<p>学校施設計画課 長</p>	<p>次に、一般報告②「瓦木中学校教育環境整備事業基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について」と議案第57号「瓦木中学校教育環境整備事業基本計画策定の件」を一括して議題とします。</p> <p>一般報告②と議案第57号を一括して、ご説明いたします。</p> <p>まず、一般報告②「瓦木中学校教育環境整備事業基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について」ご説明させていただきます。</p> <p>パブリックコメントの結果をまとめた、横長両面1枚の資料をごらんください。</p> <p>令和元年12月10日から令和2年1月15日にかけて、基本計画の素案に対するパブリックコメントを実施しました。</p> <p>その結果、「①提出人数」に記載のとおり、2個人から、合計5件のご意見をいただきました。いずれも、校区以外にお住まいの方でございます。</p> <p>その下、「②意見件数」ですが、左下の「意見項目別」の表のとおり、5件中4件は、今回の基本計画の素案に対してのご意見で、残りの1件は、その他のご意見でした。</p> <p>右下の「回答分類別」の表ですが、①から⑤の5つに分類したうち、③の「今後の参考・検討」に分類したものが3件でした。また、④の「対応が困難」に分類したものが1件でした。なお、⑤の「その他」に分類した1件については、素案の内容と直接関係のないご意見などでした。</p> <p>裏面に個別のご意見とそれに対する考え方を記載しております。</p> <p>まず、2ページ意見番号1番ですが、「運動場の拡張のために、第3・第4棟を高層化すべきではないか。」とのご意見をいただいております。</p> <p>教育委員会の考え方としましては、「最も建築年数が経過し、建築様式も古い第3・第2棟を改築することで、教育環境を改善するとともに施設のバリアフリー化を図る計画としています。」としています。</p> <p>続いて、2番・3番におきましては、「地域のための避難所としての機能や多様性を持たせた施設としての検討をすべき。」とのご意見をいただいております。</p> <p>教育委員会の考え方としましては、「学校は地域の防災拠点や地域の核となる公共施設であると認識していることから、設計段階で検討してまいります。」としております。</p> <p>次の4番では、「今後の生徒数減少や運動場の拡張に対応可能な設計にすべきである。」とのご意見をいただいております。</p> <p>教育委員会の考え方としましては、「生徒数の減少には施設の複合化や減築での</p>
----------------------	---

	<p>対応を想定し、生徒数の変動に柔軟な対応ができるような設計を考えております。また、今回の計画では運動場の拡張は困難ですが、固定式のバスケットゴールを可動式にかえるなど、柔軟な活用ができるように設計段階で検討することとしております。」としております。</p> <p>最後に、5番でございます。「市内全体の教育環境を整えるため、通学区域を見直すべき。」とのご意見をいただいております。</p> <p>教育委員会の考え方としましては、「通学区域の見直しは該当する児童生徒や保護者だけでなく、さまざまな地域コミュニティに多大な影響を及ぼすため、多くの方のご理解を得ながら進めることが重要であると考えており、慎重な検討が必要なことから、現時点での市内全体での見直しは考えておりません。」としております。</p> <p>パブリックコメントの結果につきましては、以上です。</p> <p>引き続き、「議案第57号」をごらんください。</p> <p>1枚めくっていただきますと、瓦木中学校教育環境整備事業基本計画をつけております。</p> <p>この基本計画につきましては、昨年11月13日の定例会で「素案」を議決いただいておりますが、その際に内容をご説明しておりますので、今回は、内容の説明を省略させていただきます。</p> <p>先ほどのパブリックコメントの結果により、回答文類②の「意見を反映」したご意見がなかったことから、基本計画につきましては、「素案」からの修正はございません。したがって、議案第57号のとおり、基本計画を策定することにつきまして、ご承認賜りますよう、お願いいたします。説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>一つ気になるのは、体育館のバスケットゴール、これについて可動式については別の課題が出てるでしょ。可動式全部外せと言って。危ないからと。それについてはどうか。このようにここで答えてしまうと、これ大丈夫なのかなと思います。</p>
学校施設計画課長	<p>このバスケットゴールにつきましては、あくまでも運動場につけているものでして、グラウンドに直接、基礎をつくって設けているもので、運動場を広く使うに当たっては、移動させることができないものが、現状ついています。これをローラーがついているような、可動式とすることで、別の場所に動かして、広く使う</p>

重松教育長	<p>ことを可能にすることで運動場の柔軟な活用方法を、設計の段階で考えていきたいと思っています。体育館にある非構造部材のバスケットゴールとは分けて、使用方法については考えていけるというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ、可動式にしたときに、要するに動かしたときに、倒れたりだとか、けがをしたりだとかいうことは、気をつけないと。サッカーゴールでよく事故が起こるので、十分気をつけてほしいと思います。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
側垣教育委員	<p>もうどこでも、改築のときは大変なんですけど、これやはり期間中本当に運動場の面積がすごく狭くなりますよね。今、おっしゃったようにバスケットゴールは、その工事に取りかかる前に外すということになるんですか。</p>
学校施設計画課長	<p>実際に、校舎を解体するのが令和4年からということで予定しておりまして、その前段階の令和3年度のときに仮設校舎を設置することになります。その準備段階でバスケットゴールについては、事前に動かしておくということで、考えております。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第57号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第58号「令和元年度西宮市教育功労者決定の件」を議題とします。</p>
教育総務課長	<p>議案第58号「令和元年度西宮市教育功労者決定の件」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>令和元年度の教育功労者につきましては、参考資料として5枚目に掲載しております「西宮市教育委員会表彰規程」に基づいて表彰選考委員会を開催し、審査の</p>

結果、4個人1団体を候補者といたしました。

資料2枚目から候補者の一覧をおつけしておりますのでごらんください。

経歴やご功績は表に記載のとおりでございますが、簡単に説明させていただきます。

まず、野田邦子様です。安井地区青少年愛護協議会の会長を長年務められている方で、西宮市青少年愛護協議会においても副会長として、青少年健全育成のためにご尽力いただきました。また、安井小学校の教育連携協議会においても委員長として、学校・家庭・地域の連携に中心的な役割を果たされております。

次に、福田富士枝様です。長年、西宮市スポーツ推進委員として、各種大会の円滑な運営や地域スポーツの振興に多大な貢献をされました。また、西宮市スポーツ推進委員協議会でも要職を歴任され、指導的な立場で生涯スポーツの推進に邁進されました。現在はスポーツクラブ21段上の副会長をなさっております。

次のページにまいりまして、山内英正様です。30年余りの間、万葉学者の犬養孝さんの文筆活動を支えてこられた方で、「犬養万葉記念館に協力する会」の代表を務められています。現在まで、32年間延べ117回にわたって公民館の地域学習推進員会講座で「万葉集」の解説をしていただいております、ほかにも「にしのみや万葉セミナー」などで幅広く講師を務めていただくなど、生涯学習の興隆に大きく寄与いただきました。

次に、山田哲也様です。西宮市立中学校で教諭、校長をされていた方で、ご退職後、長年にわたって西宮市人権・同和教育協議会会長を務められました。ご高齢ではございますが、現在も精力的に若竹生活文化会館の識字学級で指導員をされており、これらの長年の活動を通じて本市の人権・同和教育の充実・発展に大きく貢献していただきました。

次のページにまいりまして、団体は1件、西宮市バレーボール協会様です。

昭和32年の発足以来、バレーボールの普及・振興に努められ、全国大会に出場するチームを輩出するなど、本市の市民スポーツの推進に大きく寄与されました。

また、各種大会の運営や、JTマーヴェラスの選手が指導する小学生バレーボール教室も開催していただき、選手の育成や技術向上に積極的に取り組んでいただきました。

このように、本年度は4個人1団体が、教育功労者としての表彰にふさわしいと考えております。

なお、表彰式につきましては、2月20日、木曜日の午後2時から本庁舎8階の813会議室にてとり行います。ご多忙中とは存じますが、ご出席くださいます

重松教育長	<p>ようお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>西宮市バレーボール協会で表彰の対象になることに全く反対はありませんし、その功績は多大なものがあると思うんですけれども、1件、これは私が気になってることなんです、JTマーヴェラスのJT選手による小学生のバレーボール教室というのがありまして、子どもたちがプロスポーツ選手の指導を受ける機会というのは非常に貴重で、素晴らしいことだと思うんですが、ただ一方でJTっていうのは、たばこの販売会社であって、これに触れた子どもたちが将来その喫煙というものに対して、心理的ハードルを下げるようなことになっては、いけないなという危惧はもっております。ですので、今後このあり方っていうのは一つ、議論の対象になってもいいのかなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
教育総務課長	<p>そうですね、今は禁煙の動きなどもございますので、企業の宣伝などはもちろん、大会運営に影響のないようにはなさっていると伺っておりますが、関係先のスポーツ推進課にお伝えして、今おっしゃったような子供たちへの影響についても考えながら、今後、進めていくよう心がけてまいります。ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>ほかよろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第58号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第59号「令和2年度西宮市一般会計予算(教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p>

教育企画課長	<p>議案第59号「令和2年度西宮市一般会計予算（教育委員会所管分）」につきましてご説明いたします。</p> <p>まず、横長の資料の1ページをごらんください。</p> <p>教育委員会が所管いたします歳入・歳出予算の款項別構成表となっております。表の左側が歳入予算、右側が歳出予算でございます。</p> <p>まず、歳出からご説明いたします。</p> <p>次の2ページ、歳出予算総括表上から2行目、教育委員会所管分の合計欄をごらんください。</p> <p>令和2年度予算は、243億6,231万3,000円で、前年度と比べまして10億1,677万8,000円、4.4%の増となっております。</p> <p>なお、構成比では、一般会計に占める教育委員会所管分の教育費の割合は、12.6%で、前年度の12.7%から0.1ポイントの減となっております。</p> <p>また、3ページには、教育費の平成20年度以降の推移を表にまとめております。少しページが飛びますが、6ページをお開きください。</p> <p>6ページから14ページにかけては、歳出予算の対前年度比較表となっており、右側に主な増減理由を記載しております。この中から、制度の変更や市民サービスに影響があるものを中心に、主な事務事業を説明させていただきます。</p> <p>まず、6ページ一番上、款（10）総務費、項（05）総務費、目（54）生涯学習費の「生涯学習推進事務経費」は生涯学習推進計画の策定や、生涯学習審議会に係る経費など620万6,000円を計上いたします。</p> <p>なお、本事業に関しましては、全庁的な生涯学習推進体制の構築を図るため、令和2年度より産業文化局へ移管いたします。</p> <p>その下、款（15）民生費、項（05）社会福祉費、目（05）社会福祉総務費の「人権教育推進事業経費」は人権教育推進に係る経費など1,024万2,000円を計上いたします。</p> <p>なお、本事業に関しましては、人権施策の一体的、効率的な推進を図るため、令和2年度より市民局へ移管します。</p> <p>次の7ページ下、款（50）教育費、項（05）教育総務費、目（20）教育指導費の「特別支援教育事業経費」で、介助支援員の人員増などに伴う会計年度任用職員の人件費や医療的ケア支援にかかる委託料など、5,222万8,000円の増となっております。</p> <p>次の8ページ一番上の「教育支援センター整備事業費」につきましては、あすなろ学級の新規設置に向け、休園中の瓦木幼稚園の施設整備や初度調弁費用により、</p>
--------	--

5, 111万3, 000円の増となっております。

その下、目(30)総合教育センター費の「学校情報化推進事業経費」ですが、これは予算組みかえを行っており、表右の米印に記載しておりますが、前年度は項(20)教育指導費で計上しておりました。

学校園における勤務時間管理システムの構築、校務支援システムの改修、西宮浜義務教育学校におけるタブレットPCの新規リースや、本市と武庫川女子大学が共同開発した心理状態チェックシステムである「こころん・サーモ」の市内の全小中学校への本格導入に係る経費などにより1, 486万6, 000円の増となっております。

ページ飛びまして、9ページ上、項(10)小学校費、目(10)教育振興費の「小学校就学奨励助成事業経費」は、新入学用品費の単価の引き上げをいたしますが、支給対象人数が減となることにより、1, 249万3, 000円の減となっております。

その下、目(15)学校整備費の「香櫨園小学校教育環境整備事業費」は、香櫨園小学校の改築校舎の竣工に伴い工事請負費など、21億5, 417万2, 000円の減となっております。

また、その下、「春風小学校教育環境整備事業費」は、老朽校舎の解消と良好な教育環境を整備するため、校舎増改築工事の実施などにより、15億4, 024万3, 000円の増となっております。

次の10ページ上、項(15)中学校費、目(10)教育振興費の「中学校就学奨励助成事業経費」は、先ほどご説明いたしました「小学校就学奨励助成事業経費」と同じく、新入学用品費の単価の引き上げをいたしますが、支給対象人数が減となることにより、1, 084万7, 000円の減となっております。

その下、目(15)学校整備費の「中学校施設整備事業費」は、熱中症対策及び避難所環境改善等の観点から実施する、中学校体育館空調設備の設置などにより、5億7, 386万1, 000円の増となっております。

次の11ページ中ほど、項(20)特別支援学校費、目(15)学校整備費の「西宮養護学校校舎等改築事業費」は、老朽校舎の解消、教室不足や重度化・重複化している障害等に対応するため、西宮養護学校の校舎改築工事の実施などにより、13億2, 816万6, 000円の増となっております。

次の12ページ下、項(35)社会教育費、目(05)社会教育総務費の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業経費」は、コミュニティ・スクール導入に伴う、地域学校協働活動推進員の謝金などにより860万円の増となっております。

その下、「子供の居場所づくり事業経費」は、放課後キッズ事業の拡充に伴う運営事業委託料など、5,284万2,000円の増となっております。

次の13ページ上、「文化財保護関係事業経費」は、西宮市文化財保存活用地域計画の策定や西宮神社大練塀の表大門の補助修理に係る文化財関係補助金の支出など、946万1,000円の増となっております。

同ページ下の、目(22)図書館費の「図書館管理運営事業経費」は、北部図書館の貸し出し返却等基本業務の委託、返却用ポストの増設や西宮浜義務教育学校における学校図書館の地域開放事業の実施などにより4,259万6,000円の増となっております。

次の14ページ中ほど、項(40)保健体育費、目(10)給食費の「給食物資購入事業経費」は、給食の実施予定食数の増加に伴う食糧費など、9,533万2,000円の増となっております。

続きまして、15ページをごらんください。

こちらは、新規に発生する債務負担行為です。

令和2年度中に契約等を行い、今後複数年をかけて実施するものでございます。

次に、16ページから17ページの表は、投資的事業の対前年度比較表と令和2年度中に実施する内容など。

そして18ページは、参考資料として、学校施設整備事業の実施予定を掲載しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

前に戻りまして、4ページ・5ページをごらんください。

歳入の対前年度比較表となっております。

5ページ下合計欄をごらんください。

令和2年度歳入予算は30億4,752万3,000円で、前年度と比べまして、8,195万8,000円、2.6%の減となっております。

この中から、増減の大きなものを中心にご説明いたします。

4ページ1行目、使用料につきましては、平成31年10月からの幼児教育無償化により、幼稚園保育料が皆減となりますが、西宮市施設使用料指針に基づく、各施設における使用料の改定に伴う増額との差引などにより、全体で3,482万4,000円の減となっております。

次に、同ページ中ほど、国庫負担金につきましては、事業の進捗に伴いまして、香櫨園小学校教育環境整備事業費の皆減や、春風小学校教育環境整備事業費及び、西宮養護学校校舎等改築事業費の増との差引などにより、全体で8,838万2,

	<p>000円の減、その下の国庫補助金につきましては、事業の内容に伴いまして、小・中・特別支援学校の学校施設環境改善交付金や介助支援員の人員増や医療的ケアの支援に対する特別支援教育体制整備事業費、コミュニティ・スクール導入や、放課後キッズ事業の拡充などに対する学校・家庭・地域の連携協力推進事業費、西宮市文化財保存活用地域計画の策定に対する文化芸術振興費補助事業費の差引などにより、全体で4,891万1,000円の減となっております。</p> <p>次に、次ページの表の下、雑入につきましては、学校給食の食数の増加に伴う給食費負担金収入の増額など、全体で9,562万6,000円の増となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第59号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第60号「令和2年度西宮教育の推進方針決定の件」を議題とします。</p>
教育企画課長	<p>議案第60号「令和2年度西宮教育の推進方針決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>「西宮教育の推進方針」につきましては、前回開催の事務局との懇談会で素案をお示しし、委員の皆様から、ご意見を頂戴したところでございます。</p> <p>その際いただきました、ご意見を踏まえ、また、事務局でも再度精査し、修正いたしました案につきまして、今回の議案提出に当たり、事前にメールにて送付させていただき、ご確認をお願いしたところでございます。</p> <p>今後、2月19日に開催いたします校園長研修会におきまして、校長先生、園長先生に「西宮教育の推進方針」をお示しする予定です。</p> <p>今回、特に修正すべき箇所がございませんでしたら、この案をもちまして、決定させていただきたいと考えております。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第60号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、一般報告③「放課後キッズルーム事業について」を議題とします。</p>
<p>放課後事業課長</p>	<p>私の方からは、「放課後キッズルーム事業」についてご報告いたします。</p> <p>その前に、報告資料が当日配布になりました事をおわび申し上げます。</p> <p>そのため、報告は資料に沿っていたしますので、お手元に本日お配りした資料のご準備をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、昨年から行っています「放課後キッズルーム事業」以下「放課後キッズ」と呼びますが、放課後キッズの実施状況と来年度の予定について、ご説明をいたします。</p> <p>現在、パイロット実施は、高木北小学校と平木小学校で行っています。</p> <p>どのような運用方法で行っているかは、「2. 放課後キッズのパイロット実施概要」の「主な実施内容」に記載のとおりです。</p> <p>この実施内容は、従来、試行を進めてきた「子供の居場所づくり事業」から、より子どもたちが参加しやすくなるよう運用方法などを見直しています。どちらかと言うと留守家庭児童育成センターの運用に近づけたものとなっています。</p> <p>これにより、当初から目指してきた、子どもの育ちに向けた環境づくりにあわせて、育成センターの利用者のうち、高学年利用者や保育の必要性がそれほど高くない利用者を、当事業に流れてくるようにして、育成センターの待機児童対策にもつなげようとする狙いもございます。</p> <p>そのため、パイロット校の2校は育成センターの待機児童が見込まれていたものの、新たな整備が困難であるなどを勘案し、緊急性の高い学校として選定をいたしました。</p>

両校の登録や参加状況につきましては、その下のとおりです。

どちらも全校児童の6割程度の児童が登録をしています。

ただし内訳としまして、4年生までが登録率が高くなっており、5・6年生になると急に登録率が下がっている傾向が出ています。

育成センターと併用で利用している児童は、各校20数名程度おりますので、今後このうち、どれだけの児童が育成センターをやめて、放課後キッズだけの登録になるかなど、動向を注視したいと思えます。

なお、既に10数名が育成センターをやめ、放課後キッズに登録しているとのことと、来年度も両校につきましては、待機児童の発生が見込まれていたところ、12月末で締め切った育成センターの1次申し込み結果では、数名のあきが出たと聞いておりますので、一定の効果が見られたのではと思えます。

ただし、あくまで育成センターとしては、弾力運用で定員を広げた上でのあきです。本来、国の基準の定員におさまるまでは、さらに利用者が減少するか、新たな整備が必要となります。

さらにパイロット実施の分析を進めるために、昨年12月にパイロット校の全児童を対象にアンケート調査を行いました。主な調査結果は資料の「アンケート結果」のとおりです。

放課後キッズの魅力としては、「一旦下校せずに直接参加できる事」や「長期休業中も実施がある事」などの回答が多くを占めておりました。

一方で登録しない理由としましては、「塾や習い事が忙しいから」や「育成センターを利用しているから」などの回答が目立ちました。

後、育成センター利用者からは、「17時以降の延長利用が無い事」や「子どもが自由に参加したり、帰宅できたりすることが不安だから」との理由が挙げられていました。

その下、今後、放課後キッズへ移行する考えはあるかの問いに対しては、育成センター利用者の3割程度の保護者が「ある」との回答をしております。ただし、移行時期はまちまちで、育成センターの利用条件が外れるまでと考えている方もおられますので、この場合は待機対策というより、小4の壁もしくは小5の壁への対応にとどまるかと思えます。

次に「3. 来年度の放課後キッズ導入予定について」、記載していますとおりです。

来年度は新たに甲陽園小学校、神原小学校、南甲子園小学校にも導入する方向で準備を進めております。

できるだけ4月の早い段階で開始したいと考えております。

	<p>選定に当たりましては、こども支援局とも協議し、いずれも育成センターの待機児童が見込まれている学校を選んでおります。</p> <p>なお、④の調整中の学校は安井小学校でして、こちらは現在、従来方式で実施していることと、夏ごろから改修工事が予定されていることから、子どもたちや保護者などが混乱する事なくスムーズに移行できるよう、現在、学校や地域との調整を丁寧に進めている関係で、調整中とさせていただいております。</p> <p>なお、移行は工事が始まる夏ごろを予定しております。</p> <p>今回、ご報告した内容につきましては、3月6日に行われます、教育こども常任委員会で所管事務報告をする予定にしております。</p> <p>最後に、放課後キッズのリーフレットもお手元に配布しております。</p> <p>このリーフレットは導入を進める際に、関係者や保護者に配布しており、実施内容や事業趣旨が正しく伝わるように努めております。</p> <p>表面の下にQRコードをつけておりますが、こちらは、子どもの居場所づくり事業の公式ツイッターにアクセスしてもらうものです。</p> <p>市のホームページでも事業の情報を発信しておりますが、なかなかアクセス件数が伸び悩んでおりますので、保護者などが気軽にアクセスできるよう、SNSの活用も行っております。このツイッターでは、事業の様子などをタイムリーに発信しておりますので、教育委員の皆様もよろしければ一度アクセスしてみてください。</p> <p>報告は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>これ運営については、民間に委託というか指定管理だと思うんですが、コーディネーター1名と見守りサポーター3名以上、3名、4名程度。ほか利用者がふえるということで、例えばいわゆる育成センターなどでもあるんですが、その家庭状況に対するいろんな課題を抱えた家庭のお子さんが利用される。小学校全体でもそうだと思うんですけども、特に放課後、保護者が家庭にいない状況の中で利用されるというところで、例えばコーディネーターの役割にも少し書いてありますけども、家庭との調整であったり、学校との調整という、そのあたりのこう何ていうのかな。専門性というか、あるいはその学校との連携であるとか、そのあたりの状況はどうなんでしょうか。</p>

<p>放課後事業課長</p>	<p>現在、試行を進めています子どもの居場所づくり事業でも、そういった家庭の事情を抱えているお子さんの対応についてはいろいろと、これまでも事例を踏まえてきました。その中で必要な情報は、学校と常に連携をして情報交換を行っている形で対応をしてきております。</p> <p>なお、この事業でコーディネーターが事業実施中のみならず、事業が始まる前にも学校に入って行きまして、場所の調整だけではなくて、そういった放課後気になるお子さんがおられましたら、担任の先生にも情報提供するなり、またもしくは必要な情報を交換するなど、対応を進めている状況です。</p> <p>以上です。</p>
<p>側垣教育委員</p>	<p>この制度が始まる時に、危惧して少し私、そんな意見言ったかなと自分ではっきり記憶してないんですが、本市ではないんですが、他市で例えばそういう状況で、その家庭との連携を取らなきゃいけないときに、学校側からその子どもの情報は提供されない。家庭の状況が提供されなくて、うまくその子どもの状況をサポートできないっていうふうな事例があって、その相談を受けたこともあるんですけども、民間に指定管理という形で、その例えば個人情報もろもろの案件から、その学校側からはその家庭にサポートとか、そういうものをできないというふうな状況も、今後、数がふえると、そういうことも起こってくるんじゃないかな。それともう一つは、放課後キッズ事業をされる学校側の受けとめ方。学校の協力体制というものが、すごく大切ですし、育成センターでもそうだと思うんですけども。校長先生や教頭先生との連携をより密に進めなければ、学校が勘違いを起こすこともでてきたりして、子どもの本当に安全、放課後の安全というのは守れないと思うので、そのあたりも視野に入れながら進めていただけたらなというふうに思います。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
<p>藤原教育委員</p>	<p>これオープンして大体半年なんですけれども、この間特にけがとか事故とかトラブルとかは何かありましたか。もしくはありませんでしたか。</p>
<p>放課後事業課長</p>	<p>半年間、パイロット校で実施をしてきましたが、特に大きなトラブル、それから</p>

前川教育委員	<p>命にかかわるようなけが等はございませんでした。</p> <p>以上です。</p> <p>今回報告いただいたことで、放課後キッズ、こちらの方の事業は、非常に評価できる内容だというふうに私は受け取りました。それで、大きい流れですけど、これは、全校に広げていくということが、想定されるのか、地域なり学校からの申し出を受けて、教育委員会で対応を進めていく、可能な限りでね。というものなのか、その今後の見通しについて、一つ教えてください。</p> <p>それから、学校が終わってから、平日でもスポーツクラブ21に体育館で少年少女バレーボールやってる子、平日に。それから、育成センターへ行く子、さまざまに学校の教育課程が終わってから、子どもたちが学校の施設の中にもいたりします。それから、学校の運動場というのは、その学校、公立小学校の子しか利用できないのか、地域の子も利用できるのか。そのあたりは、何か線引きとかどう考えてたらいいのか、それも教えてください。</p>
放課後事業課長	<p>まず、1点目の質問ですけど、今後の見通しにつきましては、現在のところ全校実施までというところまでについては、まだ確定はしておりません。ただし、当面は留守家庭児童育成センターの待機が見込まれている学校から導入を今進めている状況でして、その実施効果ですね、かなりこの事業を実施するに当たっても、予算を投入しておりますので、それに見合う効果が得られるかどうかについては、検討、精査をしていきまして、今後、拡充についてはまた市の内部でも検討を進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>当面は、育成センターの課題というところをクローズアップしておりますが、後々は例えば児童館の偏在であるとか、それから公園の少ない校区もございますので、そういった子どもたちの放課後の過ごす環境を総合的に考えてこの事業をどうしていくかということも、しっかりと考えていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから2点目の運動場をどう活用していくかにつきましては、現在事業を実施している中では、育成センターの子どもと、この事業で使っている子ども、それから、どちらにも属していない子どもが遊んでいる状況です。</p> <p>学校によっては地域に開放しているというところもありますけど、ただ、誰でも彼でも、という今のご時世、不審者の問題もありますので、今回この事業が入ることでは、大人の見守りの目を増やす事で、そういった不審者が入らないような対策を講じて、地域の子どもの遊び場としても、運動場が機能すればいい</p>

	<p>なというふうには考えております。</p> <p>なお、放課後キッズルーム事業では、小学校区にお住まいの小学生を対象にしておりますので、例えば私立小学校に行っているお子さんで、その地域にお住まいのお子さんも、希望すればこの放課後キッズを利用できるようにはしております。説明は以上です。</p>
長岡教育委員	<p>アンケートのところで、少しお聞きしたいんですが、放課後キッズに登録していない理由を聞かれているところは、放課後キッズ未登録者の方ということですがけれども、どれぐらいのN数でしょうか。</p>
放課後事業課長	<p>今、手元に数字は持ち合わせておりませんが、今回アンケート調査をしまして、ほとんどがキッズ登録者でして、一番上にN数が出てますので、このうち感触としては、2割程度が登録していない方の回答であったかというふうに考えております。ですので、下のほうは、複数回答もございますので、大体2割程度のうち、このような結果が出たというふうに捉えていただければと思います。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>この事業について、途中でいろいろなことがあったら、また報告をお願いしたいと思えます。</p> <p>では、なければ一般報告③を終了します。よろしく申し上げます。</p> <p>一般報告④「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>なければ一般報告④を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>ではこれもちまして、第11回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>